

健感発 1004 第 10 号
平成 29 年 10 月 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

ペストに係る注意喚起について

世界保健機関（WHO）より、マダガスカル共和国の都心部を含む複数の地域において肺ペストが発生していると発表されましたので、お知らせします。

現在、WHOのチームが技術指導やサーベイランス補助などの現地活動を行っています。

マダガスカル共和国から帰国し、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各自治体におかれましては、貴管内医療機関に対して、マダガスカル共和国からの入国者については肺ペストを念頭においた診療を行うよう情報提供をお願いします。また、貴管内で肺ペストを含めた一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。